6　入札対象区分等に係る調達期間

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を取受けた日から起算して３年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

7　入札実施主体

今後、入札対象件数が増加する可能性等を鑑み、指定入札機関を入札実施主体とする。

第３　入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

1　事業計画の提出方法

入札参加希望者は、施行規則第４条の規定に基づき、「2　事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を指定入札機関に対して提出しなければならない。同一の入札の回において、入札対象区分等に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は指定入札機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。

2　事業計画の提出期間

入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間は、事業計画の審査に要する期間（原則１～２ヶ月）、及び指定入札機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。

なお、事業計画の提出期間内に指定入札機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、指定入札機関は当該事業計画を受理しないこととし、指定入札機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。

3　手数料

入札参加希望者は、手数料として、法第７条第９項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して１週間以内に指定入札機関に納付しなければならないこととする。

第４　入札参加資格等

1　入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号を除く。）並びに法第９条第３項第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、入札対象区分等が出力2,000kW以上の太陽光発電設備であり、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

⑴　発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること。

⑵　自治体からの助言又は指導があった場合にあっては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

その他、指定入札機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

2　入札参加の可否に関する通知

⑴　指定入札機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があった日（当該事業計画が指定入札機関に到達した日）の翌日から起算して２ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、法第７条第１項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

⑵　指定入札機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

⑶　指定入札機関は、⑵の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知することとする。

⑷　指定入札機関は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、⑶の規定を準用することとする。

第５　入札の実施等

1　入札の実施方法

⑴　入札は、電子情報処理組織（指定入札機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うこととする。

⑵　入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第２位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

⑶　入札参加者が⑵の規定に基づき入札した発電設備の出力が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

⑷　入札参加者が「２⑴　第１次保証金」に基づき第１次保証金（「２　保証金」に規定する第１次保証金をいう。）の全額を提供期限までに指定入札機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。

⑸　入札に参加することができる旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効とする。

2　保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円／kWとする。したがって、入札参加者が指定入札機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。